

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、原決定が定めた保釈保証金の額の不当をいうだけであつて、なんら刑訴法四〇五条所定の事由をいうものではないから、同法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年九月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	二	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		城
裁判官	大	隅	健	一郎